

議案第 33 号

里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の一部の施行に伴い、改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を廃止し、満三歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）の施行に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 439 号）等が公布されたことから、家庭的保育事業における児童対象性暴力等の防止等について定め、令和 8 年 12 月 25 日から施行する必要がある。

「保育政策の新たな方向性」（令和 6 年 12 月 20 日こども家庭庁）を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年里庄町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同条第3号中「事業者等」の次に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満三歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「B型」の次に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「C型」の次に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（岡山県が認定地方公共団体である場合には、岡山県内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、

当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（岡山県が認定地方公共団体である場合には、岡山県内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第10項」の次に「第1号」を加える。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（岡山県が認定地方公共団体である場合には、岡山県内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（岡山県が認定地方公共団体である場合には、岡山県内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体

制を確保しなければならない。

第 48 条中「と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 48 条において準用する第 28 条第 5 号」を削る。

附則第 3 項中「事業者等」の次に「(満三歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「15 年」に改める。

附則第 6 項を次のように改める。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満三歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

附則に次の 3 項を加える。

7 前項の事情に鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前 2 項の規定を適用する時は、保育士(岡山県が認定地方公共団体である場合には、岡山県内にある小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 44 条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。